

重度の障害がある人へ

特別障害者手当などを支給します

重度の障害がある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などが受給できます。



特別障害者手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害(※1)があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

- ① 重度の障害が2つ以上ある(内部障害の重複は1つの障害として扱われます)
- ② 重度の障害が1つあり、ほかの障害(身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害)が2つ以上ある
- ③ 重度の障害が1つあり、その障害のため日常生活(動作)において常に特別な介護が必要

障害児福祉手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害(※1)があり、日常生活において常時介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が1つ以上ある
- ② 知的障害(IQ35以下)と身体障害(身体障害者手帳2級)の合併障害

特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部(※2)
- ② 療育手帳の障害の程度がA
- 2級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳3級または4級の一部(※3)
- ② 知的障害でIQ50以下

富士市重度心身障害児福祉手当

対象／特別児童扶養手当1級該当者で所得制限により受給できない保護者

富士市重度障害者及び重症心身障害者介護手当

対象／次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1・2級の障害者と同居して常に介護している人
- ② 身体障害者手帳2級とIQ35以下の知的障害が重複している人と同居して常に介護している人

手当の支給 (平成25年4月時点)

手 当	支給額(月額)
特別障害者手当	2万6,260円
障害児福祉手当	1万4,280円
特別児童扶養手当	1級 5万 400円 2級 3万3,570円
富士市重度心身障害児福祉手当	1万円
富士市重度障害者及び重症心身障害者介護手当	5,000円

- ※1 身体障害者手帳1・2級、知的障害でIQ20以下、重度の精神障害
- ※2 下肢障害において、両足首から欠くもの
- ※3 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

★IQ：知能指数

手当には支給制限があります

【特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当】

- 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
 - 社会福祉施設に入所しているとき
 - 3か月以上入院しているとき
- (特別障害者手当のみ)

【富士市重度心身障害児福祉手当】

- 社会福祉施設に入所しているとき
- 特別児童扶養手当を受けているとき

【富士市重度障害者及び重症心身障害者介護手当】

- 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、障害基礎年金を受けているとき
- 生活保護を受けているとき
- ※ 身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません。

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、障害福祉課障害給付担当へお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課 障害給付担当

☎(55)2759 図(53)0151